

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年11月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新発田科学技術教育ネットワーク
- 3 代表者の氏名
鈴木 佳秀
- 4 主たる事務所の所在地
新発田市東新町2丁目3番4号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、新発田市を中核にした阿賀北地域の児童生徒に対して科学技術の知識及び情報通信技術を提供し、地域の将来を担う児童生徒の育成と科学技術の振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 科学技術の振興を図る活動
 - (2) 情報化社会の発展を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 社会教育の推進を図る活動